

昭和十九年三月十六日
敷島町長

各區長殿

第二次野犬捕殺実施ニ関スル件

第一次畜犬供出捕殺方ニ関シテハ、御繁忙中ヲモ掛ラズ、特段ナル協力ヲ相煩シ厚ク御礼申上候追而尚標記
第二次野犬捕殺ヲ左記ニ依リ、軍犬獵犬ヲ除イテ
一般家畜犬ヲ徹底的ニ漏レナク捕殺セシメラ、旨渋川
一級家畜犬ヲ徹底的ニ漏レナク捕殺セシメラ、旨渋川
敬言、答所六ツノ通知有之候、各々未残飼育者ニ知レ
テ当日午前九時半迄ニ役場ヘ引付セシメラ、楢岡周知
相煩度此ノ段及依頼候也

三月二十日 午前九時半ヨリ於役場庭
備考 尚当日一般家畜飼育者ニシテ当日引付
セザル者ニ対シテハ後日渋川署迄引付セル旨周知
相成度

25 飼い犬の供出！

昭和19年(1944)

「第二次野犬捕殺実施に関する件」として、軍犬・
獵犬を除いた一般家畜犬を漏れなく捕殺するため
に、村役場まで連れてくるよう通知した文書です。

なお、犬の供出は、エサ不足や空襲による野犬化
や、それによる狂犬病の蔓延防止が主たる目的であ
り、多くは殺処分され、ウサギのように肉や毛皮として
利用されることは少なかったようです。

赤城村第八区有文書(P8222 9)

〇〇第六五五号
昭和十九年三月十六日 敷島村長

各區長殿
第二次野犬捕殺実施ニ関スル件

第一次畜犬供出捕殺方ニ関シテハ 御繁忙中ヲモ掛ラズ
特段ナル協力ヲ相煩シ厚ク御礼申上候追而尚標記
第二次野犬捕殺ヲ左記ニ依リ、軍犬獵犬ヲ除イテ
一般家畜犬ヲ徹底的に漏レナク捕殺セシメラ、旨渋川
警察所長より通知有之候条未残飼育者ニ対シ
テ当日午前九時半迄ニ役場ヘ引付セシメラ、様周知
相煩度此ノ段及依頼候也

依而受鑑犬飼育者ニ対シテハ印鑑携行セシメラル
様申添候也

記

三月二十日午前九時半ヨリ於役場庭
備考 尚当日一般家畜飼育者ニシテ当日引付
セザル者ニ対シテハ後日渋川署迄引付セル旨周知
相成度